

丸亀市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）改定業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

現在の「丸亀市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）」は令和 8 年度に計画期間が終了となることから、令和 9 年度以降の次期計画の策定を控えている。このことから、現計画の成果指標の達成状況を踏まえ、本市の地域特性に応じた土地利用や都市計画に関する施策など次期計画期間における市の方針等を策定することを目的とする。

本要領は、次期計画策定に関する業務委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、価格のみによらず事業者の提案内容や実施能力等を総合的に判断し、最も適した事業者を決定するために必要な事項を定めることを目的としている。

2. 業務概要

- (1) 業務名 丸亀市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）改定業務委託
- (2) 業務内容 「丸亀市都市計画マスタープラン（立地適正化計画）改定業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3. 参加要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の第 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと
- (3) 香川県内に本店、支店若しくは営業所等を有し、かつ令和 7 年度丸亀市入札参加資格者名簿に当該営業所が登録されている者であること
- (4) 丸亀市指名停止措置規程に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 国税、県税、市町村税の滞納がないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと

4. スケジュール

実施要領の公開（募集開始）	令和7年4月11日（金）	市 HP に掲載
質問書提出期限	令和7年5月9日（金）	電子メールにて提出
質問に対する回答	受付後1週間程度で市 HP に掲載	
参加表明書・企画提案書の提出期限	令和7年5月15日（木）	持参又は郵送
プレゼンテーション実施	令和7年5月27日（火）	変更する場合がある
結果通知	令和7年5月下旬	電子メール・郵送
契約締結	令和7年6月初旬	

5. 提案上限額

提案額の上限は2か年で19,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

6. 質問の受付及び回答

（1）提出

質問書（様式1）に必要事項を記載し電子メールにて提出すること。なお、送信先アドレスは下記「17. 問い合わせ先」に記載のとおり。

（2）受付期間

令和7年4月11日（金）から令和7年5月9日（金）17時まで（必着）

（3）回答

回答内容は受付後、1週間程度で市 HP に掲載する。

7. 参加表明書・企画提案書の提出

（1）提出書類

書類	様式	留意事項	部数
参加表明書	様式2		原本1部 副本6部 ※クリップ留め
会社概要書	様式3		
業務実績	様式4		
配置予定技術者	様式5		
納税証明書		国税、 <u>営業所所在地</u> の県税、市町村税	
企画提案書鑑	様式6		原本1部
企画提案書	—	写真、イラスト、図等を用いて分かりやすい表現に努めること。 A4サイズで10ページ以内とする。	副本7部 ※フラットファイル綴
見積書	—	様式は任意とし、事業者名、代表者名等を記載し、宛名は丸亀市長とする。	1部

		業務全体金額と各年度の内訳書（年度別）を添付すること。	
--	--	-----------------------------	--

（２）提出期限

令和７年５月１５日（木）１７時必着

（３）提出方法

丸亀市都市整備部都市計画課（市役所３階）へ持参又は郵送

８．評価及び選定方法について

（１）プロポーザル委員会

受託候補者を特定するため、プロポーザル委員会を設置する。

（２）１次審査（書類審査）

① 参加表明者が５者以上の場合は１次審査（書類審査）を実施する。なお、４者以下の場合は、１次審査を省略し、２次審査を実施する。

② １次審査における評価項目、配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容		配点
業務実績	過去 10 年間の同種・類似業務実績（※1）		10 点
	地域 精通度	過去 10 年間の県内実績（※2）	5 点
		過去 10 年間の丸亀市から受託実績の有無 （内容不問）	5 点
配置予定技術者 （管理技術者）の評価	過去 5 年間の同種・類似業務実績（※3）		10 点
	保有資格（※4）		5 点
配置予定技術者 （照査技術者）の評価	過去 5 年間の同種・類似業務実績（※3）		10 点
	保有資格（※4）		5 点
合計			50 点

※ここでいう同種・類似の意味については以下の通りとする

同種：都市計画マスタープランと立地適正化計画が一体となったものの策定・改定

類似：都市計画マスタープランと立地適正化計画が別々となっているもののいずれかの策定・改定

※１ 過去１０年間に於ける元請として受注した業務実績

同種：１０点、類似：５点

なし（失格）：企業実績がない場合は参加できない

※２ 過去１０年間で、香川県内の自治体で同種・類似の業務実績

あり：５点、なし：０点

※３ 過去５年における同種・類似の業務実績

管理技術者	同種：10点、類似：5点、なし：失格	
照査技術者	同種：10点、類似：5点、なし：0点	
※4 技術士（総合技術監理部門：建設・都市及び地方計画）		} 5点
〃（建設部門：都市及び地方計画）		
RCCM（都市及び地方計画）		2点
なし		0点
※ただし、管理技術者については保有資格なしの者は配置できないこととする		
※各項目（同種・類似の判別、資格確認等）に関する挙証資料を添付すること。		

（３）１次審査の結果通知

１次審査が実施された場合には、参加表明者に対し１次審査の結果及び２次審査の参加通知を行う。（提出期限後７週間以内に通知予定）

（４）２次審査（ヒアリング審査）

- ① ２次審査では以下のとおり、企画提案書に基づきヒアリング審査を実施し、受託候補者を特定する。なお、受託候補者の特定については、１次審査及び、２次審査の評価項目の合計点に基づき行う。

○実施日 令和７年５月２７日（火）※変更の可能性あり

○実施場所 丸亀市役所４階特別会議室

○時間構成 各提案者につき、準備５分、プレゼンテーション２０分、質疑応答１０分、片付け５分の合計４０分とする。

○定員 各提案者につき３名までの出席とする。

○留意事項 ・プレゼンテーションは企画提案書に沿って行うこと。追加資料の配布・企画提案書にない追加提案は認めない。

・企画提案書を説明するためのパワーポイント等の作成・使用は認める。

・スクリーン、プロジェクターは市で準備するが、PC、ケーブル類は提案者が準備すること。

・プレゼンテーションは非公開で行う。

- ② 参加表明者が１社の場合も、２次審査を行うこととし、各委員の採点合計の５０％を最低基準とする。

- ③ 書類審査とヒアリング審査の合計点数の総計が最高得点の者を受託候補者として特定する。なお、最高得点を取得した者が２人以上ある場合は、委員長が決定する。

- ④ ２次審査の評価項目、配点は以下のとおりとする。

評価項目	評価内容	配点
関連計画との整合性	丸亀市総合計画をはじめ関連する計画との整合性をとる手法となっているか。	10 点
地域理解度	現在の本市の地域特性や課題を整理できているか。	10 点
実施手順	実施手順を示すフローや工程は妥当なものとなっているか。	10 点
調査分析	計画改定に際しての調査・分析等を行う手法は適切であるか。	10 点
企画力	自社のノウハウや技術を活かした提案となっているか。	5 点
プレゼンテーション	プレゼンテーションの内容は的確で分かりやすい説明となっているか。また、質問に対する回答は的確か。	10 点
見積価格	提案者の平均価格との比較 (平均価格より高い 0 点、平均価格以下 5 点)	5 点
合計		60 点

※プロポーザル委員一人あたりの配点

○審査結果 審査結果は、各提案者に郵送にて書面通知する。

令和 7 年 5 月下旬予定

9. 審査結果の公表

受託候補者の技術提案者名及び得点を記載し、それ以外については、提案者名は特定せず（A や B などとして）、得点を記載した状態で審査結果を公表する。

10. 契約締結

受託候補者特定後、詳細な仕様について協議し、改めて見積書及び内訳書を徴して契約する。なお、受託候補者と協議が整わない場合は、次点者を受託候補者として協議を行う。

11. 契約条件

（１）契約保証金

納付が必要である。ただし、履行保証保険契約（金銭保証）を締結した場合は免除とする。

（２）契約保証人

プロポーザルによる技術選定を行っており、保証人をたてることに適さないた

め不要とする。

(3) その他 その他契約に関することは、丸亀市契約規則による。

12. 契約金の支払い

毎年度の出来高に応じ、支払限度額を定めその範囲内で支払う。

13. 情報公開

本件における情報公開基準は丸亀市プロポーザル方式取扱規定第 19 条の別表のとおりとし、当該情報公開基準を了解の上、本件公募型プロポーザルに参加すること。

14. 辞退

参加表明者はいつでも参加辞退届により参加を辞退することができるが、参加辞退届を提出した後の撤回は認めない。

15. 失格要件

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合
- (4) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (5) (1) から (4) までに定めるもののほか、著しく信義反する行為があった場合

16. その他

- (1) 技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案書は返還しない。
- (3) 提出された技術提案書の内容は丸亀市に帰属するものとするが、市は提案者に無断で使用しないものとする。
- (4) 技術提案書に記載された管理技術者は変更することができない。ただし、やむを得ない理由がある場合で、市と協議し市が認めた場合はこの限りではない。

17. 問い合わせ先

〒763-8501

香川県丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市都市整備部都市計画課 計画担当 大関・森

電話：0877-24-8812 Fax：0877-24-8866

メールアドレス：toshikei-k@city.marugame.lg.jp